

特定計量器販売事業届出等の手引き

1 特定計量器販売事業の届出について

非自動はかり、分銅及びおもりの販売事業を行おうとする者は、あらかじめ、当該計量器の販売を行おうとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出が必要です。（計量法第51条第1項）

なお、販売事業者は、経済産業省令で定める事項を遵守しなければなりません。

※遵守事項関係については6 特定計量器販売事業者の遵守事項（5～7頁）をご確認下さい。

2 手続き概要

必要書類準備・記入 ⇒ 来所又は書類送付（郵送等）

①来所の場合 届出書は2部提出頂きます。書類確認の後、副本に受付印押印のうえお返しします。
販売事業者の遵守事項についての説明を行います。

②書類送付の場合 届出書は2部提出頂きます。送付の際に、返信用封筒（切手貼付、宛先記入のもの）を同封してください。
書類確認の後、副本に押印し返送します。

書類送付先
〒920-8214 金沢市直江南2丁目1番地
石川県計量検定所 (Tel 076-254-5507 Fax 076-254-5543)

※ 記載事項不備や押印忘れがある場合は再提出となりますので、必要に応じて事前にFAX等で書類送信し当所確認の後、来所若しくは送付することもご検討下さい。

※ 必要に応じて現地確認を行う場合があります。

3 特定計量器販売事業の届出

①特定計量器販売事業届出書（様式1 10.11頁）・・・・・・・・・・・・・・：2部

記載事項	
・届出年月日	
・住所及び氏名	
(法人)	(個人)
・法人の住所（登記簿住所） ・法人の代表者の氏名（代表者印）	・住所 ・氏名（押印）
・事業区分の略称「質量計」（当所様式に記載済）	
・特定計量器の販売を行おうとする営業所の名称及び所在地	

②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・：1部
（法人）登記事項証明書（登記簿謄本）（交付の日から3カ月以内のもの）
（個人）住民票（交付の日から3カ月以内のもの）

4 届出事項の変更

特定計量器の販売の届出をした者（届出販売事業者）は、届出事項に変更があったときは、遅滞なく、当該計量器の販売を行っている営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出しなければなりません。（計量法第51条第2項）

（1）氏名又は名称、住所、代表者名の変更

①届出書記載事項変更届（様式2 12.13頁）・・・・・・・・・・・・・：2部

記載事項	
・届出年月日	
・住所及び氏名	
（法人）	（個人）
・法人の住所（登記簿住所） ・法人の代表者の氏名（代表者印）	・住所 ・氏名（押印）
・事業区分の略称「質量計」（当所様式に記載済）	
・変更のあった事項	
・変更の事由	

②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・：1部

（法人）登記事項証明書（登記簿謄本）（交付の日から3カ月以内のもの）

（個人）住民票（交付の日から3カ月以内のもの）

（2）営業所の名称及び所在地の変更

①届出書記載事項変更届（様式2 12.13頁）・・・・・・・・・・・・・：2部

記載事項	
・届出年月日	
・住所及び氏名	
（法人）	（個人）
・法人の住所（登記簿住所） ・法人の代表者の氏名（代表者印）	・住所 ・氏名（押印）
・事業区分の略称「質量計」（当所様式に記載済）	
・変更のあった事項	
・変更の事由	

※事業の譲渡及び承継における変更の届出（3～4頁記載（3）（4）（5））は、届出書記載事項変更届（2部提出）と併せて提出が必要です。

(3) 事業の全部を譲り受けた事業譲渡による氏名又は名称の変更

① 事業譲渡証明書(様式3 14.15頁) : 1部

記載事項	
・ 届出年月日	
・ 譲渡者の住所及び氏名	
(法人)	(個人)
・ 法人の住所(登記簿住所) ・ 法人の代表者の氏名(代表者印)	・ 住所 ・ 氏名(押印)
・ 譲受人の住所及び氏名	
(法人)	(個人)
・ 法人の住所(登記簿住所) ・ 法人の代表者の氏名(代表者印)	・ 住所 ・ 氏名(押印)
・ 譲渡年月日	
・ 事業区分の略称「質量計」(当所様式に記載済)	
・ 届出をした年月日(特定計量器販売事業届出書の届出年月日)	
・ 届出をした者の氏名又は名称及び住所 (特定計量器販売事業届出書の氏名又は名称及び住所)	
・ 事業場等の所在地(譲受後の営業所所在地)	

② 確認用添付書類 : 1部

(法人) 登記事項証明書(登記簿謄本) (交付の日から3カ月以内のもの)

(個人) 住民票(交付の日から3カ月以内のもの)

(4) 地位を承継した相続人であって、2人以上の相続人の全員の同意により選出された事業承継による氏名又は名称の変更

③ 事業承継同意証明書(様式4 16.17頁) : 1部

記載事項	
・ 承継者の住所及び氏名	
(法人)	(個人)
・ 法人の住所(登記簿住所) ・ 法人の代表者の氏名(代表者印)	・ 住所 ・ 氏名(押印)
・ 同意証明年月日	
・ 同意相続人の住所及び氏名	
・ 住所 ・ 氏名	} 被証明者を除く、全相続人が署名します。
・ 住所 ・ 氏名	

② 確認用添付書類 : 1部

(法人) 登記事項証明書(登記簿謄本) (交付の日から3カ月以内のもの)

(個人) 住民票(交付の日から3カ月以内のもの)

(5) 地位を承継した相続人であって、前述(3)(4)以外の事業承継による氏名又は名称の変更

① 相続証明書(様式5 18.19頁) : 1部

記載事項	
・ 承継者の住所及び氏名 (法人)	(個人)
・ 法人の住所(登記簿住所) ・ 法人の代表者の氏名(代表者印)	・ 住所 ・ 氏名(押印)
・ 証明書年月日	
・ 証明者の住所及び氏名	} 証明者は2人以上とし、全員が署名します
・ 住所 ・ 氏名	
・ 住所 ・ 氏名	

② 確認用添付書類 : 1部
(法人) 登記事項証明書(登記簿謄本) (交付の日から3カ月以内のもの)
(個人) 住民票 (交付の日から3カ月以内のもの)

5 販売事業の廃止

特定計量器の販売の届出をした者(届出販売事業者)は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、当該計量器の販売を行っていた営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出しなければなりません。(計量法第51条第2項)

① 事業廃止届(様式6 20.21頁) : 2部

記載事項	
・ 届出年月日	
・ 申請者の住所及び氏名 (法人)	(個人)
・ 法人の住所(登記簿住所) ・ 法人の代表者の氏名(代表者印)	・ 住所 ・ 氏名(押印)
・ 廃止年月日	
・ 事業区分の略称「質量計」(当所様式に記載済)	
・ 届出をした年月日(特定計量器販売事業届出書の届出年月日)	
・ 事業場等の所在地(特定計量器販売事業届出書の営業所の住所)	

6 計量器販売事業者の遵守事項

特定計量器販売事業者の遵守事項（経済産業省令 施行規則第 19 条）

- ※ 届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。
- ※ 届出に係る**特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること。**

取引・証明に使用する質量計に係る計量法上の規制について

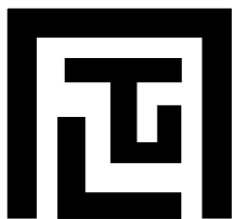
取引・証明に使用する質量計については、計量法により使用の制限、定期検査の受検が義務づけられていますので、計量器を購入する者に対し適切な説明をしてください。

※ 取引・証明の**主な使用形態・業種**は別表（7 頁）を参照

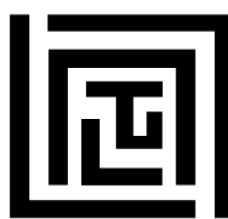
(1) 計量器の使用の制限

取引・証明に使用出来る計量器は、以下の「検定証印」または「基準適合証印」が付されている特定計量器に限ります。

検定証印



基準適合証印



また、次の家庭用特定計量器基準適合表示マークが付された、家庭用特定計量器は、取引・証明に使用できませんので、御注意ください。

家庭用特定計量器には、調理用・体重計・乳児用体重計があります。

病院や学校等における記録（証明）の用途には、検定証印・基準適合証印の付された体重計・乳児用体重計を販売してください。

家庭用特定計量器基準適合表示マーク



※なお、家庭用特定計量器を輸入販売する場合は、次のアドレスより経済産業省のホームページを参照してください。

「家庭用特定計量器を輸入する場合

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/13_gaiyou_kateiyoukeiryouki4.html 」

(2) 定期検査受検の義務

特定計量器を取引・証明に使用する者は、使用する特定計量器について2年に1回、石川県計量検定所が実施する定期検査（使用場所が金沢市の場合は金沢市が実施する定期検査）を受検しなければなりません。

定期検査の詳しい日程、検査会場については石川県計量検定所のホームページをご覧ください。
か当所までお問い合わせ下さい。

石川県計量検定所 <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/keiryoy/index.html>

Tel 076-254-5507 Fax 076-254-5543

金沢市における定期検査等・計量器に関するお問い合わせは

市民局 人権女性政策推進課

Tel 076-220-2095 Fax 076-260-1178

ホームページ <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/22075/keiryoy/keiryoy.html>

計量法第173条では、定期検査の規定（計量法第19条）に違反した者は、「50万円以下の罰金に処する」と定められています。また、法第172条では、使用の制限（法第16条）に違反した者は「6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処する」と定められています。

※「正しい計量器」の使用により量の正確性を確保し、社会の信頼性に繋げていくことが大切です。そのためにも、計量法遵守をお願いいたします。

○取引・証明の定義

計量法で、「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付（売買、賃借、贈与等）を目的とする業務上の行為（業務に関連した行為であって反復継続すること）をいいます。

また、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいいます。

※ 取引・証明の主な使用形態・業種は別表（7頁）を参照

○特定計量器とは

「計量器」とは、量を計るための器具・機械または装置のことで、その対象には「長さ」・「質量」・「体積」・「温度」等があります。

「特定計量器」とは、商店や病院などで使用されるはかり、各種メーター（水道、ガス、電気計器、ガソリンスタンド給油量、タクシー料金等）、体温計、血圧計など生活関連に特定した18種類を計量法で定めたものです。

特定計量器は、適正な計量の実施を確保するために、その構造又は器差に係る基準が定められ、取引・証明に使用出来る構造・器差の基準を満たす特定計量器にのみ、前述の「検定証印」または「基準適合証印」が付されます。

なお、家庭用計量器も特定計量器ですが、家庭内での調理材料の計量や体重測定等に使用されることを想定し、取引・証明用の計量器より緩やかな基準のため、取引・証明に用いることは出来ません。

取引・証明となる主な使用形態・業種

<p>取引・証明の対象となるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー、精肉、鮮魚、青果、惣菜等の商店や、露店・行商などで商品の売買、パック詰めに使用するはかり ・学校、幼稚園、保育所、福祉施設等で、計量値を健康診断票等に記載するために使用する体重測定用のはかり ・病院、薬局等で使用している調剤用のはかり ・病院・保健所等において、健康診断書の発行、母子手帳に記載、妊婦の定期検査のために使用するはかり ・宅配便の取次店において運送料金特定のために使用するはかり ・農協、漁協等が農産物、水産物の売買に使用するはかり ・工場、事業所での原材料の購入（物品検収）又は製品の販売、出荷（納品）に使用するはかり ・燃料店においてボンベを貸し出す際に使用するはかり ・公共機関への報告または公共機関が行う統計のために使用するはかり ・農家などが農協、漁協等を通さずに、直接売買に使用するはかり ・飲食店等でメニューにグラム表示のある飲食物を計量するはかり ・質店、貴金属店等で金など貴金属の質量取引に使用されるはかり ・古紙を質量で計量し、その質量をポイント等に換算し、取引等を行うために使用するはかり
<p>対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業所等で品質管理及び原料の調合に使用するはかり ・郵便物の試しはかりとして使用するはかり ・農作物等の出荷に使用するはかり（農協等が検収確認する場合に限る） ・浴場等に備えてある健康管理に使用するはかり（体重計） ・学校等の調理室で調理の目安として使用するはかり

7 修理行為等について

(1) 軽微な修理（性能に影響を及ぼさない修理）

販売事業者は、省令で定められた軽微な修理についての行為をすることができます。なお、軽微な修理以外の特定計量器の性能等に係る修理行為を行う場合は、修理事業の届出が必要です。（計量法第46条、施行規則附則第5条）

軽微な修理（施行規則第10条）

①非自動はかりに係る次の修理

ア 水平調整ねじ、目盛覆い、調整客又は下げ振り式水平器の下げ振りの補修又は取替え

イ 台はかりに係る台環又は支え鉄の補修又は取替え

②電池、ヒューズ、電源コードその他の電源部の補修又は取替え

③外箱を開けないで行う、ねじ、ゴム足、外箱その他の部品の補修又は取替え

(2) 軽微を越える修理（性能に影響を及ぼす修理）

定期検査で不合格になった場合や正常に使用出来なくなった場合には、メーカーや修理事業者に修理を依頼してください。

※特定計量器の場合、メーカー・修理事業者が**検定**を受検し合格することで修理完了となります。

※計量検定所では修理は行っておりません。

○検定・検査とは

「検定」：あるものを一定の基準に従って検査し、基準に適合しているかどうかを確認し認定することで、製造又は修理された計量器の使用を開始する前に行われます。

取引・証明に用いる特定計量器は、検定に合格することが定められています。

「検査」：特定計量器の場合、主に使用中の計量器の検査をいいます。取引・証明に用いる質量計は、2年毎に「定期検査」を受検することが定められています。

8 申請・届出必要書類等一覧

			提出書類等		
			個人・法人共通	個人	法人
届出			特定計量器販売事業届出書	住民票	登記事項証明書 (登記簿謄本)
特定計量器販売事業届出書 記載事項の変更	住所変更	移 転	届出記載事項変更届		住民票
		住所表示又は地番変更	届出記載事項変更届	証明書	
	氏名称変更	事業譲渡	届出記載事項変更届 事業譲渡証明書	住民票	登記事項証明書 (登記簿謄本)
		名称変更 合併・分割	届出記載事項変更届 事業承継証明書(分割のとき)		
		相 続	届出記載事項変更届 相続証明書(相続人1人)又は事業承継 同意証明書(2人以上の相続人)		
	事業所所在地変更		届出記載事項変更届	—	—
	代表者変更			住民票	登記事項証明書 (登記簿謄本)
事業廃止			事業廃止届	—	—

【様式 1】

特定計量器販売事業届出書

年 月 日

石川県知事 殿

届出者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

印

下記により、計量法第51条の特定計量器の販売の事業を行いたいので、届け出ます。

記

1 事業の区分の略称

質 量 計

2 営業所の名称及び所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 第2項の事項は別紙に記載することができる。
- 3 住民票又は法人にあっては登記簿の謄本を添付すること。

【様式 1 記入方法】

特定計量器販売事業届出書

販売事業届出書を提出した日を記入 → ◇◇◇◇年◇◇月◇◇日

石川県知事 殿

住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)
(個人：住民票の住所)

(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名) 印
(個人：住民票の氏名)

下記により、計量法第51条の特定計量器の販売の事業を行いたいので、届け出ます。

記

1 事業の区分の略称

質 量 計

2 営業所の名称及び所在地

○○営業所 ○○県○○市○○町○ー○

△△営業所 △△県△△市△△町△ー△

・
・
・

営業所、支店、出張所など、特定計量器の販売を行う全ての事業所について、名前と住所を記入します。欄内に書ききれない等多数の場合は、「別紙○○のとおり」として、別紙に事業所名・事業所住所を記入してください。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 第2項の事項は別紙に記載することができる。
- 3 住民票又は法人にあっては登記簿の謄本を添付すること。

【様式 2】

届出書記載事項変更届

年 月 日

石川県知事 殿

届出者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

印

下記のとおり変更があったので計量法第5 1 条第2 項において準用する第4 2 条第1 項の規定により、届け出ます。

記

1 変更のあった事項に係る事業の区分の略称

質 量 計

2 変更のあった事項

3 変更の事由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。
- 2 法第4 1 条の規定による変更については、それぞれの証明書を添付すること。
- 3 第2 項及び第3 項の事項は別紙に記載することができる。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、本人の自署により署名することができる。

【様式 2 記入方法】

届出書記載事項変更届

届出記載事項変更届を提出した日を記入 → ○○○○年○○月○○日

石川県知事 殿

住所・名称の変更は変更後の住所・名称を記入します。

届出者 住所 (法人：登記した本社・本部の住所)
(個人：住民票の住所)
(名称及び代表者の氏名)
氏名 (法人：登記した本社・本部の会社名) 印
(個人：住民票の氏名)

下記のとおり変更があったので計量法第51条第2項において準用する第42条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 変更のあった事項に係る事業の区分の略称

質 量 計

氏名・代表者名・事業所名・住所の変更は、変更後と変更前をそれぞれ記入します。(事業所等で欄内に書ききれない場合は「別紙○○のとおり」として別紙を添付してください)

2 変更のあった事項

変更後 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
変更前 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

◇◇◇◇◇から△△△△へ事業譲渡 (相続)

3 変更の事由

- (例) 株主総会で代表者交代のため
- 事業所名称変更のため
- 本社 (事業所・店舗) 住所移転のため
- 事業所 (店舗) の増設 (閉鎖) のため
- により、特定計量器販売事業を譲渡 (相続) したため

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 法第41条の規定による変更については、それぞれの証明書を添付すること。
- 3 第2項及び第3項の事項は別紙に記載することができる。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、本人の自署により署名することができる。

【様式 3】

事業譲渡証明書

年 月 日

譲渡者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

印

譲受者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

印

上記の者の中で下記の販売の事業の全部が 年 月 日に譲渡されたことを証明します。

記

1 事業の区分の略称

質 量 計

2 届出をした年月日

3 届出をした者の氏名又は名称及び住所

4 事業場等の所在地

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

事業譲渡証明書

事業譲渡証明書を提出した日を記入 → ○○○○年○○月○○日

譲渡者 住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)
(個人：住民票の住所)
(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名) 印
(個人：住民票の氏名)

譲受者 住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)
(個人：住民票の住所)
(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名) 印
(個人：住民票の氏名)

上記の者の間で下記の販売の事業の全部が△△△△年△△月△△日に譲渡されたことを証明します。

記

1 事業の区分の略称

質 量 計

2 届出をした年月日

◇◇◇◇年◇◇月◇◇日 ← 販売事業届出書を提出した日を記入

3 届出をした者の氏名又は名称及び住所

販売事業届出書を提出した者の氏名又は名称及び住所

4 事業場等の所在地

販売事業届出書を提出した者の営業所等の所在地

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【様式 4】

事業承継同意証明書

住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

印

上記の者は、
の相続人であり、かつ相続人全員の同意により販売
の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

年 月 日

相続人 住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

事業承継同意証明書

石川県知事 殿

住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)
(個人：住民票の住所)
(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名) 印
(個人：住民票の氏名)

上記の者は、○○○○○○○○○○の相続人であり、かつ相続人全員の同意により販売の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

○○○○年○○月○○日 ← 事業承継同意証明書を提出した日を記入

相続人	住 所
	氏 名
	住 所
	氏 名
	住 所
	氏 名
	住 所
	氏 名
	住 所
	氏 名

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

【様式 5】

相 続 証 明 書

住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

印

上記の者は、
年 月 日に承継したことを証明します。

の相続人であり、その販売の事業を

年 月 日

証明者 住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 証明者は2人以上とし、全員が署名すること。

【様式 5 記入方法】

相 続 証 明 書

住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)
(個人：住民票の住所)
(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名) 印
(個人：住民票の氏名)

上記の者は、○○○○○○○○○○○○○○○○の相続人であり、その販売の事業を
○○○○年○○月○○日に承継したことを証明します。

○○○○年○○月○○日 ← 相続証明書を提出した日を記入

証明者 住 所
氏 名

住 所
氏 名

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 証明者は2人以上とし、全員が署名すること。

【様式 6】

事業廃止届

年 月 日

石川県知事 殿

届出者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

印

下記の販売の事業は、 年 月 日に廃止したので計量法第51条第2項において準用する第45条1項の規定により、届け出ます。

記

1 事業の区分の略称

質 量 計

2 届出をした年月日

3 事業場等の所在地

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 氏名を記載し、押印することに代えて、本人の自署により署名することができる。

事業廃止届

年 月 日

石川県知事 殿

届出者 住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)
(個人：住民票の住所)
(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名) 印
(個人：住民票の氏名)

下記の販売の事業は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に廃止したので計量法第51条第2項において準用する第45条1項の規定により、届け出ます。

記

1 事業の区分の略称

質 量 計

2 届出をした年月日

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ← 販売事業届出書を提出した日を記入

3 事業場等の所在地 ← 販売事業届出書を提出した事業所等を記入

〇〇営業所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
△△営業所 △△県△△市△△町△-△

・
・
・

営業所、支店、出張所など、特定計量器の販売を行う全ての事業所について、名前と住所を記入します。欄内に書ききれない等多数の場合は、「別紙〇〇のとおり」として、別紙に事業所名・事業所住所を記入してください。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 氏名を記載し、押印することに代えて、本人の自署により署名することができる。